

化学物質のSDS交付状況の自主点検票

事業場名	点検実施日
責任者名（衛生管理者等）	担当者職氏名

1. 化学物質（化学物質を含有する製品）の譲渡・提供を行っていますか。 ※原材料、中間品は、固体でばく露の危険がなくても化学物質に該当します。	☐はい ☐いいえ ⇒いいえの場合、点検終了																						
2. その化学物質は何ですか。労働安全衛生法第57条の2に基づく、 SDS（安全データシート）の交付義務対象物質に当たりますか。 ※SDS制度の概要や物質一覧は厚生労働省のホームページで確認できます。 http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130813-01.html	⇒SDS対象物に該当するかどうか、「職場のあんぜんサイト」でも検索できます。																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>化学物質名</th> <th>製品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>()</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>()</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>()</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>()</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>()</td> <td>()</td> </tr> </tbody> </table>	化学物質名	製品名	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>☐該当</td> <td>☐該当しない</td> </tr> <tr> <td>☐該当</td> <td>☐該当しない</td> </tr> <tr> <td>☐該当</td> <td>☐該当しない</td> </tr> <tr> <td>☐該当</td> <td>☐該当しない</td> </tr> <tr> <td>☐該当</td> <td>☐該当しない</td> </tr> </tbody> </table>	☐ 該当	☐ 該当しない	☐ 該当	☐ 該当しない	☐ 該当	☐ 該当しない	☐ 該当	☐ 該当しない	☐ 該当	☐ 該当しない
化学物質名	製品名																						
()	()																						
()	()																						
()	()																						
()	()																						
()	()																						
☐ 該当	☐ 該当しない																						
☐ 該当	☐ 該当しない																						
☐ 該当	☐ 該当しない																						
☐ 該当	☐ 該当しない																						
☐ 該当	☐ 該当しない																						
3. これらの製品を譲渡・提供する際、SDSを交付していますか。 ※譲渡提供先が承諾した場合、FAXやHP閲覧等の方法でも問題ありません。 (1) SDS交付義務対象物質を含有する製品については、<u>全て</u>交付している。 (1)で「いいえ」の場合、 (2) 譲渡・提供先から要求がある場合のみ、交付している。 (3) SDS交付義務対象物質かどうかにかかわらず、GHS分類がついた化学物質を含有する製品について交付している。	☐はい ☐いいえ ☐はい ☐いいえ ☐はい ☐いいえ																						

取組事項

4. 3の(1)～(3)の点検結果に応じて、以下の取組を実施してください。

- | | | |
|---------------|---|---|
| (1) が「いいえ」の場合 | ⇒ | 法定義務事項であり、ユーザー企業がリスクアセスメントを実施するためにはSDSが必要なので、速やかに交付してください。 |
| (2) が「はい」の場合 | ⇒ | 譲渡・提供先からの要求の如何に関わらず、交付する義務がありますので、速やかに交付してください。 |
| (2) が「いいえ」の場合 | ⇒ | 速やかに交付してください。 |
| (3) が「はい」の場合 | ⇒ | 大変良い取組ですので、今後も継続してください。 |
| (3) が「いいえ」の場合 | ⇒ | SDS交付義務対象物質でなくても、GHS分類がつく（危険有害性がある）化学物質を含有する製品については、SDSを交付するように努めてください。 |

※SDSなどの化学物質管理に関して、各種支援を行っています。

- ①相談窓口の設置 SDSの活用等について、専門家に相談することができます。
問い合わせ先は、厚生労働省ホームページでお知らせしています。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046255.html>
- ②モデルSDSの提供 「職場のあんぜんサイト」で検索できます。
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS MSD FND.aspx